

入札保証金	免除
契約条項を示す場所	市役所 財務課
支払条件	前払金 契約金額300万円以上の場合 有り (契約金額の40%以内、ただし、前払い保証書を添付して、契約の翌日から起算して30日以内に請求してください。) 中間前払金 前払金の支払を受けていること 中間前払金 中間前払金払認定を受け、中間前払金保証証書を添付すること(契約金額の20%以内) 部分払 工事請負契約約款第37条第1項から7項によります。
議会の議決	該当なし
入札参加資格の要件	豊前市事後審査型条件付一般競争入札実施要領第3条(1)から(7)によります。 豊前市事後審査型条件付一般競争入札実施要領第3条(8)その他工事ごとに定める要件。 1 建設業法第3条第1項の規定により営業の許可を受けた本店を、豊前市内に有するものであること。ただし、平成21年5月31日以前において、市内に支店又は営業所を設置し、市内業者として通算5年以上登録された者は、この限りでない。 2 豊前市における令和2年度土木一式工事の格付けがA又はBの者。 3 この工事に関して、建設業法(昭和24年法律第100号)に従い主任技術者を配置(他工事兼務可)できること。また、現場代理人として自社社員で常時雇用の者を配置できること。 4 開札日現在、豊前市と一般競争入札並びに指名競争入札で受注した当初契約額1,000万円以上の手持ち工事が1件以内であること。
その他の事項	なし

※本入札については、豊前市事後審査型条件付一般競争入札実施要領により実施します。

※「契約及び入札心得」を遵守し入札に参加してください。

※受付等は土曜・日曜・祝日及び12月29日から翌年1月3日まで並びに12時から13時は除きます。